

総統企第 298 号

平成 16 年 10 月 8 日

統計審議会会長

竹内 啓 殿

総務大臣

麻生 太郎

諮問第 296 号

賃金構造基本統計調査の改正等について

統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、別添「賃金構造基本統計調査の改正計画及び屋外労働者職種別賃金調査の中止計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

厚生労働省は、賃金構造基本統計調査（指定統計第 94 号を作成するための調査）について、雇用・就業形態の多様化を踏まえ、賃金構造をよりの確に把握するため、常用労働者に該当しない労働者についての調査を新たに実施し、及び調査事項等の改正を行うとともに、屋外労働者職種別賃金調査（指定統計第 53 号を作成するための調査）について、屋外労働者の職種別賃金に関する統計需要の減少を踏まえ、平成 16 年調査をもって中止することとし、一部の職種を賃金構造基本統計調査において調査することを計画している。

今回の改正計画等については、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応、報告者負担の軽減等の観点から検討する必要がある。